

津市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成18年1月1日訓第133号

改正 平成26年10月31日訓第120号

(趣旨)

第1条 この要綱は、精神障害者、知的障害者及び認知症高齢者（以下「要支援者」という。）の福祉を図るため、要支援者に係る成年後見制度の利用に関する支援（以下「支援」という。）を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(支援の種類)

第2条 支援の種類は、審判の請求（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条の規定に基づく審判の請求をいう。以下同じ。）並びに当該審判の請求に係る費用（登録手数料、鑑定手数料等を含む。以下「審判請求費用」という。）及び成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬に係る費用（以下「報酬費用」という。）の負担とする。

(審判の請求の対象者)

第3条 審判の請求の対象者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する要支援者のうち、配偶者若しくは4親等以内の親族がない者又は親族があっても音信不通の状況等にある者であって、次に掲げる事項を総合的に勘案した結果、本人の保護のために審判の請求を行うことが特に必要であると市長が認めるものとする。

- (1) 要支援者の事理を弁識する能力
- (2) 要支援者の生活状況及び健康状況
- (3) 要支援者の親族の存否、当該親族による本人保護の可能性及び当該親族が審判の請求を行う意思の有無
- (4) 要支援者に対する他の施策の活用による効果

(審判請求費用の負担)

第4条 対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、審判請求費用は、

本市が負担するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者であるとき。
- (2) 審判請求費用を自己において負担することにより、生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）となるとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

（成年後見人等の報酬費用の負担）

第 5 条 審判の請求により対象者に係る成年後見人等が選任された場合で、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該選任された成年後見人等の報酬費用は、本市が負担するものとする。

- (1) 前条第 1 号に該当するとき。
- (2) 報酬費用を自己において負担することにより、要保護者となるとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

（委任）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓の施行前に合併前の津市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成 15 年津市訓第 3 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 26 年 10 月 31 日訓第 120 号）

この訓は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。